

広島県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を
改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規
程の一部を改正する訓令

(広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正)

第一条 広島県教育委員会事務局等文書管理規程(昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓
令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

「健康福利課」を

「健康福利課」を

文化財課 「広 教 委 文」 に、

「生涯学習課」を

文化財課 「広 教 委 文」 を

「特別支援教育課」を

生涯学習課 「広 教 委 特」 に、

「広島県立みよし風土記の丘」を

「広島県立みよし風土記の丘」を

広島県立歴史民俗資料館 「広 県 歴」 に、

広島県立歴史博物館 「広 県 博」

「広島県立福山少年自然の家」を

広島県立歴史民俗資料館 「広 県 歴」 を

広島県立歴史博物館 「広 県 博」

「広島県立福山少年自然の家」を「広島県立福山少年自然の家」に改める。

(広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部改正)

第二条 広島県教育委員会事務局等決裁規程(昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第
一号)の一部を次のように改正する。

附則中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、附則第三項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第二項中「第三項」を「第五項」に、「第十七号まで、第二十号、第二十九号及び第三十号」を「第十八号まで、第二十一号、第三十号及び第三十一号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 当分の間、職の設置規則附則第五項に掲げる秘書広報室長の職にある者は、別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄第十三号に掲げる事項について専決することができる。

4 当分の間、職の設置規則附則第五項に掲げる法務室長の職にある者は、別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄第十四号に掲げる事項について専決することができる。

別表第一部長専決事項の欄中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十二号中「第十五号」を「第十六号」に、「第十六号」を「第十七号」に改め、同号を同欄第十三号とし、同欄第十一号を同欄第十二号とし、同欄第十号を同欄第十一号とし、同欄第九号の次に次の一号を加える。

十 予定貸貸料の年額又は総額が三百万円未満の行政財産及び普通財産の貸付け

別表第一課長専決事項の欄中第三十四号を第三十五号とし、第十四号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十三号の次に次の一号を加える。

十四 予定貸貸料の年額又は総額が五十万円未満の行政財産及び普通財産の貸付け

(定例的な普通財産の貸付けを除く。)

別表第二管理部の部健康福利課の項の次に次のように加える。

課 財 化 文		
	一 文化財保護法（以下この号において「法」という。）第八十四条第一項及び文化財保護法施行令第五条の規定により県教育委員会が行うこととされた権限のうち、法第三十五条第三項（他の規定で準用される場合を含む。）の規定による指揮監督	一 文化財保護法（以下この号において「法」という。）第八十四条第一項及び文化財保護法施行令第五条の規定により県教育委員会が行うこととされた権限のうち、次に掲げるもの
	二 広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第十八条（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による出品の勧告、管理職員の	(一) 法第四十三条第一項及び第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可 (二) 法第五十三条第一項の規定による公開の許可 (三) 法第九十四条第四項及び法第九十七条第四項の規定による

指定、出品経費の負担
及び給与金の支給

勸告

二 文化財保護法に基づく権限のうち次に掲げるもの

(一) 第百条第二項の規定による返還又は通知

(二) 第百二条第一項の規定による鑑査

(三) 第百二条第二項の規定による通知及び差戻し

(四) 第百三条の規定による文化財の引渡し

(五) 第百八十七条第一項の規定による重要文化財等の管理等の

三 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に基づく権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第十四条の規定による刀剣類等の登録、鑑定等

(二) 第十五条の規定による登録証の交付及びその再交付

(三) 第十六条の規定による登録証の返納受理及びその通知

(四) 第十七条の規定による諸届出の受理及び通知

(五) 第十八条の二の規定による刀剣類の製作の承認

四 広島県文化財保護条例に基づく権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第七条第一項（第三十二条及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定による管理団体の

指定

(二) 第八条第一項（第三十二条及び第四十条において準用する場合を含む。）の規

定

-
-
- 定による管理団体の指定の解除
- (三) 第十三条第一項（第三十二条及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付及び同条第二項（第二十六条第二項、第二十七条第四項、第三十二条、第三十三条第二項及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定による指示
- (四) 第十四条（第三十二条及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定による管理方法の改善等の勧告及び費用の負担
- (五) 第十五条第一項（第三十二条及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定による納付金事務
- (六) 第十五条第二項（第三十二条及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定による納付金の免除
- (七) 第十六条（第三十二条及び第四十条において準用する場合を含む。）の規定による現状変更等の許可、指示、行為の停止及び許可の取消し
- (八) 第十九条第一項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による公開の勧告及び同条第二項及び第三項（第二十七条第二項及び第三十二条において準用する場合を
-
-

	<p>含む。)の規定による指示及び公開経費の負担</p> <p>(九) 第二十六条第一項の規定による保存措置及び保存経費の補助</p> <p>(十) 第二十七条第一項の規定による記録の公開の勧告及び同条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定による公開経費の補助</p> <p>(十一) 第三十三条第一項の規定による保存の措置及び保存経費の補助</p> <p>(十二) 第三十四条第一項の規定による記録の公開の勧告</p> <p>五 広島県埋蔵文化財取扱規則(平成十二年広島県教育委員会規則第十一号)第十二条の規定による出土文化財の貸与の決定</p>

別表第二教育部の部指導第二課の項課長専決事項の欄中第四号を削る。

別表第二教育部の部指導第三課の項の次に次のように加える。

学 涯 生	課 育 教 援 支 別 特
<p>一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)に基づく権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第九条の六(第二十八条の二において準用する場合を含む。))の規定による</p>	<p>一 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則(平成十五年広島県教育委員会規則第九号)第五条の規定による違反者の入学許可の取消し等</p>
<p>一 高等学校卒業程度認定試験及び中学校卒業程度認定試験の実施</p> <p>二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)に基づく権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十三条の規定に</p>	<p>一 学校教育法施行令に基づく権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第十四条の規定による入学期日等の通知及び学校の指定</p> <p>(二) 第十五条の規定による校長及び市町教育委員会への通知</p> <p>(三) 第十六条の規定による就学の変更及び保護者等への通知</p>

課 興 振 ツ ー ポ ス	課 習
	社会教育主事等の研 修の実施 (二) 第四十八条第一項 の規定による社会教 育のための講座の開 設要求 二 博物館法施行規則 (昭和三十年文部省令 第二十四号) 第九条第 三号の規定による学芸 員の無試験認定者の推 薦
一 広島県立学校体育施 設開放事業実施要綱 (昭和六十年四月一日 広島県教育委員会教育 長決定) による開放校 の指定	よる変更届の受理及 び変更登録 (二) 第十五条の規定に よる廃止届の受理及 び登録の抹消

別表第二生涯学習部の部を削る。

附 則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。